

概要

遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する勉強会

<第1回>

- 1) 日 時 ; 6月10日(水) 15:30~17:30
- 2) 場 所 ; 地球環境パートナーシッププラザ (GEOC) セミナースペース
- 3) テー マ ; ABSに関する基本的事項
- 4) 登壇者 ; 磯崎博司 (上智大学 客員教授)
堀上 勝 (環境省生物多様性施策推進室 室長)
- 5) 司 会 ; 星野智子 ((一社) 環境パートナーシップ会議 副代表理事)
- 6) 議 事 録 ;

○ 開会あいさつ<堀上室長>

日本は生物多様性条約に加盟し、名古屋議定書にも署名しているが、締結していない。環境省では、関係分野の専門家や有識者からなる検討会を設置し、昨年3月に報告書をまとめていただいた。その中で示された課題を踏まえて関係省庁間で議定書締結のための国内措置について議論中。こうした中、行政からの情報発信が少ないという意見があり、関係業界や団体から要望や不安の声も寄せられた。十分ご理解いただくことも重要なため、勉強会を開催することとした。

○ 司会による登壇者プロフィール紹介

磯崎 博司 (いそざき ひろじ)。上智大学大学院地球環境学研究科教授を経て、同客員教授。岩手大学名誉教授、国連大学客員教授。国際法学会、世界法学会、環境法政策学会、環境経済・政策学会などに所属するとともに、環境省、経済産業省、農林水産省、各地方自治体、学術会議などの審議会・委員会の委員、また、国内の諸自然保護団体の役員・顧問として、専門的助言を行ってきた。他方、生物多様性条約において最重要課題となっている「遺伝資源の取得とその利用から生じる利益の配分 (ABS)」をフォローしており、関係行政機関による ABS に関する検討会の委員・座長を務めた。2009年には、生物多様性条約が選任した25名からなる ABS 法律専門家会合において共同議長を務め、2012年には、同じく選任を受けて名古屋議定書遵守手続き検討会合に参加。また、環境省が設置した名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会においても座長を務めた。

○ 講演「ABSの仕組みと役割」<磯崎教授>

磯崎教授からは、国際的なルールとして ABS (Access and Benefit-Sharing) に関する制度が考えられるようになった経緯について、資源提供国における法的な不安定性や公平な契約が結ばれていない現状などを背景に、利用国にも協力を求める多国間条約下の

枠組みが構築されていったことなど、法的な観点から具体的に解説していただきました。その中で、ABSの仕組みによって、提供国において明確な法令整備が進み、公正な契約が普及し、健全なマーケットが出来るという安心感が与えられ、ひいては、生物多様性の保全維持へ向かっていくとお話いただきました。また、生物多様性条約によってはじめて遺伝資源に主権的権利が及ぶようになった、というような誤解があるが、既に国際社会の中で慣習法として主権的権利は成立しており、生物多様性条約の条文でもそのような考え方で規定されていることについて解説していただきました。

さらに、条約や議定書にはロイヤリティの割合などの規定はなく、ABSの基本的なルールはそれぞれの国の法令で定められるものであるとの話がありました。違反の問題に対しては、「契約」「国内法」「条約」のすべてを一緒に議論すべきではなく、そのうちのどれに違反するのかの整理が必要であるとお話いただきました。過大な負担が課されることを想定しがちだが、求められる対応は非常に限られていると、関係業界や団体の不安・懸念へのお答えをいただきました。

○ 質疑応答

会場からの意見・質問に対して、磯崎教授から回答をいただきました。主なものを紹介します。

Q：picとAIA（Advance Informed Agreement）は同じものか。

A：法律上は同じ。一般に、picは害悪や汚染や危険などの行為に対して使われることが多い。それで、生物や遺伝子組み換えは最初から害悪ではないのでpicと同じに使うべきではないと、利用サイドが主張していた。そのためカルタヘナ議定書では、AIAという言葉が採用された。

Q：ABSは既存の国際ルールでカバーできるという意見は出なかったのか。

A：先進国は、一般にどの国においてもその国内法令の遵守は当たり前のことであるため、「わざわざ議定書を作らなくても」と主張していた。ただ、途上国側に、好ましくない契約の横行や、外国人が本国に帰ってしまったことにより何も措置できないという状況があったため議定書が作られた。

Q：議定書の前に取得された遺伝資源についての意見はあるか。

A：条約の場合も議定書の場合も法律条文上はそれ以前には遡及しないという書き方がされている。政治的な議論が締約国会議やそのほかの場で行われるということはどこでもあるが、法解釈にそれを加味する必要はない。また、一部の国による法解釈も、解釈論のルールから外れている場合は、わざわざそれを紹介したり、一々対応する必要はないと考える。

Q：提供国の法令遵守に関する情報の把握は、いつ、どこでなされるのか。

A：利用国に遺伝資源が入った後の適切なタイミングで、提供国において適切に取得されたことが判断できる情報を所持しているかどうかを確認されるだろう。違法かどうかの判断は提供国しかできない。どの時点でどうやって情報を確認するかは、利用国に任されている。議定書の原文には現在完了形で書かれている。つまり「～なっていた」となるような国内措置をとることとされている。また、追加的に、今後のことについても、日本人が取得に関わる時は、将来困らないように、提供国内においてはその法令の遵守義務を果たすようにする日本の国内措置が考えられても良い。

Q：①最終的に遺伝資源というものは、成分を使うものからしたら、生物資源の成分を利用して利益を得たら、それは遺伝資源の利用になると思う。最近のレストランで供されるニンジンまで規制の対象になるような流れになっており、企業としては怖いと考える。線引きがよくわかるような仕組みは作れないか。②また、pic と mat は現代社会ではしごく当然の手続きなのに、なぜアメリカは CBD に加わらないのか。

A：①について、単純に食用など、遺伝的機能が価値評価されてないものは遺伝資源ではないと考える。そこを混同したり、わざと混同させたりする相手もいるが、それに対しては、そうではないことをいろいろな機会に広く説明する必要がある。②について、生物多様性条約の中には技術移転に関わる項目があり、知的財産や最先端のバイオテクノロジーの開発途上国への移転が求められている。アメリカは、知財権の移転は企業間の取り決めで決めるべきという立場なので、条約が関与するのを危惧した。

Q：名古屋議定書を ABS の国際ルールであるとするのは誤りであるという意図はなにか。

A：ABS の国際ルールが議定書に定められているわけではなく、議定書は提供国の法令の遵守のための国際協カメカニズムをつくっている。その点のもっと丁寧な説明がないといけない。そのため、名古屋議定書には ABS のルールがあり、それを見ればいいという風に誤解されてしまう。

Q：企業が気になるのは、遺伝素材と生物資源と遺伝資源の区域の定義が複雑になってきているということ。サルの細胞で何かを培養した場合はどうなのかなど、サルの固有の機能に焦点を当てた時、最終産物の利用は遺伝形質の定義が根幹の基本技術にかかわってきて利益評価が難しい。初期の研究中の場合は価値がないが、特許を取れば市場価値がでる。そのあたりの評価について意見を聞きたい。

A：提供国がどう思うかに捉われる必要はない。国内措置をとる利用国として何を対象にするかであり、それは、議定書などの定義から利用国においてどう解釈するかで判断したらよい。利用国の判断が提供国の法令変更によって変更される必要はない。ただ、想定されていたものとは違う利用や効果が生じる場合は、どのように切り分けるかは考えなければ

いけないこともある。新たな利用が見つかった場面、または新たな問題が発生する時点で判断したらよい。その時は問題に関する判断基準などが生まれてきているはずだから。その時に行政・法律の専門家だけではなく現場の声を聴く必要もある。

また、提供国が違法という判断をするのであれば、15条3項に、その違反を取り扱う提供国の捜査機関や裁判所などに、利用国ができる範囲で情報提供などの協力をすることが書かれている。

以 上